

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部介護保険課 番号27

許認可等の内容		東日本大震災被災者に係る居宅介護サービス費等の額の特例
根拠法令及び条項		介護保険法第50条、第60条
審査基準	関係条項	茅ヶ崎市介護保険規則附則第2項
	基準 (未設定の場合はその理由)	東日本大震災被災者に係る居宅介護サービス費等の額の特例取扱基準による。
	参考事項	東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について（令和6年2月29日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）
	設定等年月日	平成30年5月31日設定（令和6年3月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数10日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成30年5月31日設定（令和5年4月1日最終変更）